

オバマ政権の税制改革と日本への含意



一橋大学国際・公共政策大学院准教授 國枝繁樹

はしがき 本稿は、平成21年4月23日開催の財政経済基本問題研究会における、一橋大学国際・公共政策大学院准教授 國枝繁樹氏の『オバマ政権の税制改革と日本への含意』と題する講演内容をとりまとめたものである。

はじめに

本稿においては、米国のこれまでの経済政策の変遷を概説した後、オバマ政権の税制改革につき説明し、その我が国への含意を論じる。ブッシュ前政権のトリクルダウン理論に基づく租税政策から大きく転回し、財政責任と所得再分配を重視したオバマ政権の税制改革の考え方は、我が国における税制改革においても重要な意義を持つ。

I. 米国の経済政策の考え方の推移

(1) 黄金の60年代

60年代の米国は、「黄金の60年代」とも呼ばれ、ケネディ・ジョンソン両大統領の民主党政権下にあった。このころの財政政策の考え方は、ケインジアン経済学に基づくもので、景気刺激策としての減税として有名な「ケネディ減税」も行われた¹。所得税制も、現在から見ると、

非常に累進的な税制であった。また、ジョンソン大統領のときに進められたのが、アメリカ版の福祉国家構想である「Great Society（偉大な社会）」の構築である。この政策により、米国の社会保障が大幅に拡充された。ジョンソン政権のもう一つの成果は、人種差別撤廃等の公民権法の制定である。しかし、人種差別の撤廃は、南部での民主党の影響力を失わせ、ベトナム戦争の泥沼化とともに、共和党政権への移行を招くことになった。

(2) 混迷の70年代

70年代に入ると、ベトナム戦争と「偉大な社会」構築にかかる財源が十分確保されていなかったこともあり、財政赤字が拡大する一方、対外的にも貿易赤字が累積し、ニクソン政権下でいわゆるドルショックが起こる。さらにオイルショックにより、原油価格も急騰する。ニクソン政権は、物価統制等を通じて、インフレ抑制を図るが失敗し、インフレと失業が共存するスタグフレーションの状況に直面することになる。スタグフレーションには従来のケインジアン経済学では十分対処できず、インフレ期待の役割を重視する「合理的期待形成学派」の考え方が唱えられる。他方、ハーバード大学のフェルドシュタイン教授等を中心に、減税によるインセンティブ効果を重視する「サプライサイド

¹ サプライサイダーの中には、ケネディ減税もサプライサイド政策だったと説く論者も存在する。

経済学」が生まれてくることになる。

(3) レーガノミクスの80年代

80年代に入ると、いわゆるレーガノミクスの登場により経済思想が大きく転換し、「小さな政府」重視の考え方が優勢になっていく。レーガノミクスの中心にあった考え方の一つが、減税による財政再建、いわゆる「ブードゥー経済学 (Voodoo Economics)」の考え方である。また、高所得者の優遇により経済が成長すれば中所得者層、或いは低所得層の人たちにも成長の果実が行き渡るという「トリクルダウン理論」が提唱された。

① ブードゥー経済学

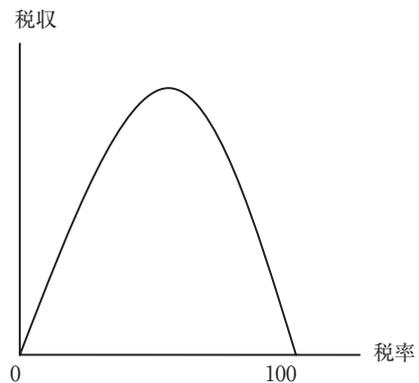
カリブ海の呪術であるブードゥー教から名前を取った「ブードゥー経済学」とは、一般には、「減税で経済成長を促して、経済成長による税収増加で財政再建を実現する」という過激なサプライサイド経済学の考え方を指す。

そのベースになる考え方の「ラフファーカーブ」は、一般には1974年にアーサー・ラフファーがワシントン D.C のレストランでナプキンに初めて書いたとされている。その場の同席者としては、ジュード・ワニスキーという、ウォール・ストリート・ジャーナルの編集者がおり、またチェイニー前副大統領やラムズフェルド前国防長官も同席していたようである。(Laffer (2004)) そして、ジャック・ケンプ下院議員 (共和党) も、その場にはいなかったが、後でこの集まりに加わる。ジャック・ケンプ議員は、減税による経済成長で財政再建との考え方をレーガン・カルフォルニア州知事 (当時) に伝えるという非常に重要な役割を果たす。

ラフファーカーブは、第1図のとおり、税率と税収の関係を示す曲線である。税率が0%であれば税収が入らず、また、税率100%であれば勤労意欲が完全に失われ、課税ベースが0になって税収が0になる。0%から100%の間の税率に対しては、第1図のカーブのような税収が期待され、どこかに税収を最大化する税率が

存在する。ここまでは多くの経済学者は誰も異論がないが、ラフファーの主張が問題になったのは、米国のその当時の税率が、税収を最大化する税率よりも右側にあるとし、減税により税収が増えると主張したことにある。

第1図 ラフファーカーブ



1980年の共和党内の大統領候補選挙において、ジャック・ケンプ議員からラフファーカーブの考え方を吹き込まれたレーガン・カルフォルニア州知事 (当時) が、減税で財政再建を実現すると訴えたが、対立候補であったジョージ・H.W.ブッシュ (前大統領の父) は、そうした考え方を呪術のような馬鹿げた考え方として、「ブードゥー経済学」と呼び、批判した。しかし、共和党内の大統領候補選挙、そして現職のカーター大統領との大統領選挙とも、レーガン候補が勝ち、1981年に、ブードゥー経済学に基づくレーガン第1次税制改革が実施される。レーガン第1次税制改革は、特にインセンティブを重視した巨額の減税で、最高税率の50%への引下げ等の所得税のフラット化や加速度償却等の巨額の投資減税を行ったが、期待された経済の急成長は起こらず、現実には、財政赤字が急増し、その結果、貿易赤字も急拡大して、いわゆる双子の赤字を抱えることになる。

経済理論上、ブードゥー経済学の主張するように、減税が税収増につながるためには、労働供給等に非常に高い弾力性がなければならない

が、当時でも実証研究の多くは、少なくとも男性労働者の労働供給の弾力性は低いとしており、アカデミックなサブライサイダーでも特別なケースを除けば、ラッファーの主張は正しくないと認識していた。

その後、財務省報告をベースにした1986年のレーガン第2次税制改革においては、税制改革の方向性が転換され、課税ベースの拡大と税率の引下げを行っている。課税ベースの拡大としては、例えば、キャピタルゲイン課税を強化し、加速度償却制度の多くを縮小した。他方、税率構造についてはさらにフラット化を進め、最高税率を28%まで引き下げた。

この改革は税率引下げによる効率性の向上に加え、キャピタルゲインの課税強化等を通じスーパーリッチに対しても適正な課税を行うという意味で公平性にも配慮したことが特徴で、効率的かつ公平な税制改革として、各国の税制改革のモデルとされた。もっとも、その後の実証研究では、レーガン第2次税制改革による一定の効率性の向上はあったものの、非常に大きいものではなかったことが知られている(Auerbach and Slemrod (1997))。

ただ、レーガン第2次税制改革は、元々、税収中立の改革とされていたため、当然財政赤字は減少しないという致命的な問題を抱えていた。巨額の財政赤字は継続し、1980年代後半には経済状態は悪化していくことになる。

② トリクルダウン理論の帰結

レーガノミクスのもう一つの特徴は、トリクルダウン理論であるが、実証研究は、トリクルダウン理論の主張と異なり、80年代の米国では経済格差が急拡大したことを指摘している。カルフォルニア大学バークレー校のサエズ教授らの分析(Piketty and Saez (2006))によれば、高所得トップ10%の家計の米国全体の所得に占めるシェアは、戦前までは45%等の非常に高いシェアであったのが、戦争と大恐慌で、30%台の半ばぐらいに急減した。その後も、シェアは安定していたが、80年代に入ってから、トップ

の人たちのウエイトが急増した。また、トップの10%の家計の中でも、特にトップ1%の家計のシェアについて見ると、80年代に入ってから大きく伸びており、スーパーリッチへの所得の集中が1980年代以降、急速に進んでいることがわかる。80年代においてどうして経済格差の急拡大が起きたのかについては、多くの議論がなされているが、一つは、IT技術の進展など、未熟練の労働者にとっては不利な形の技術革新があげられる。また、グローバリゼーションの進展も、未熟練の労働者の仕事の海外へのアウトソーシングを通じ、経済格差を拡大させたとの指摘がある。

高額所得者への減税中心の税制改革自体が、経済格差拡大の原因となったかという点については議論があるところだが、少なくとも技術革新・グローバリゼーション等の要因で経済格差が拡大したのにもかかわらず、税率構造をフラット化したため、税制の所得再分配機能が弱体化したことは指摘できよう。現実には、米国においても、既に80年代末には、経済格差が広がっていることが大問題になり、政治評論家のケビン・フィリップスが経済格差拡大を批判したベストセラーを出している(Philips (1990))。

(4) クリントン政権下での黄金の90年代

① 1990年代初期の米国の苦境

1990年代の初め、ジョージ・H.W.ブッシュ政権下の米国経済は非常に不況に陥っており、S & Lの破綻という金融危機に直面し、財政赤字は相変わらず巨額であった。さらには、経済格差も大きく拡大し、ジョージ・H.W.ブッシュ大統領は湾岸戦争に勝ったにもかかわらず、1992年大統領選挙で敗れることとなる。この非常に厳しい経済状況で登場したのが、クリントン民主党政権である。

② クリントン政権の財政政策

クリントン政権は、グリーンズパンFRB議長や経済顧問の助言に従い、巨額の財政赤字と経済格差拡大の是正のため、冷戦終結による軍

事費削減による歳出削減等に加え、高額所得者に対する税率引上げ等の増税で、財政再建を図る。具体的には、ジョージ・H.W.ブッシュ政権下で31%になっていた所得税の最高税率を39.6%に引き上げ、また、法人税率を1%引き上げた。さらに、クリントン大統領は選挙中、中間層へ減税をすることを公約していたが、財政赤字の現状を見て、公約違反との批判を受けながらも、中間層への減税も取り止めるという政治的に非常に困難な決断を行った（ボブ・ウッドワードの『大統領執務室』の記述が詳しい。（Woodward〈1994〉））。

これに対し、サプライサイダー陣営は最高税率の引上げにより、納税者の行動が歪められ、経済厚生の大きな損失が生じると批判した（Feldstein〈1995〉）。

③ 黄金の90年代の実現

しかし、サプライサイダーの警告とは反対に、クリントン政権下の米国経済は「黄金の90年代」と呼ばれる高成長期を迎える。増税と歳出削減で財政赤字が縮小して金利が低下し、IT投資が進んだ。また、グリーンズパンFRB議長も財政再建の努力を支援するため、緩和気味の金融政策を続けた。その結果、90年代末には、クリントン政権誕生時には誰も想像しなかった財政黒字が実現することになった。

④ 所得再分配の重視

共和党政権と異なり、クリントン民主党政権においては、トリクルダウン理論は基本的に否定され、所得再分配が重視されたが、伝統的な「大きな政府」路線とは異なり、英国ブレア政権の「第3の道」に近い考え方が取られた。すなわち、市場メカニズムの役割は認め、規制緩和は継続する。所得再分配政策については、市場にフレンドリーな政策として、教育の強化や勤労所得税額控除の拡充が重視された。また、1990年代前半のカード教授とクルーガー教授の「最低賃金を引き上げても、雇用は減らない」との実証研究（Card and Kruger〈1994〉）を踏まえ、最低賃金の引上げが行われた。

⑤ 米国90年代に存在しなかった政策： 上げ潮政策

他方、90年代の米国で実施されなかった政策が「上げ潮政策」である。1998年に『Rising Tide（上げ潮）』（Jasinowski〈1998〉）という本が出版され、経済学者等が経済成長の重要性を指摘しているが、その第1章を著述した政治家が、ジャック・ケンプ元議員である。ジャック・ケンプ元議員は上述したように、「減税による経済成長で財政再建」というブドゥー経済学をレーガン大統領に伝えた張本人である。クリントン民主党政権下で、共和党のジャック・ケンプ元議員は96年の大統領選挙で当時のドール大統領候補の副大統領候補となり、クリントン大統領・ゴア副大統領のコンビに敗れた。

我が国には、米国でいわゆる上げ潮政策が行われ、90年代の黄金時代を迎えたので、我が国でも上げ潮政策を講じるべきと主張する論者が存在するが、「上げ潮政策」の主唱者のジャック・ケンプ元議員は敗れた副大統領候補であり、その政策は民主党のクリントン政権の経済運営の成功とは関係がない（なお、ジャック・ケンプ元議員は、本年5月初めに亡くなった。後述するように、オバマ大統領により、「減税による経済成長での財政再建」という考え方が完全に否定される中、その代表的論者であったジャック・ケンプ元議員の訃報は、一つの時代の終わりを感じさせる）。

(5) ブッシュ政権と米国の経済財政政策の破綻

① ジョージ・W・ブッシュ政権の誕生

2000年の大統領選挙において、ジョージ・W・ブッシュ共和党政権が登場する。ここで重要なのは、この政権党の交代が、クリントン政権の経済政策の失敗によりもたらされたものではないということである。2000年の時点では経済は絶好調であり、財政収支も黒字となっていた。大統領選挙においては、ブッシュ大統領候補も当時は「思いやりある保守主義」を提唱し、クリントン政権の経済政策に近いイメージを提示

していた。ブッシュ候補の勝利は、宗教右派の台頭、クリントン政権のスキャンダル、ゴア候補が傲慢に見えたこと等の経済政策とは関係ない要因によるものと考えられる。

② ブッシュ政権の財政政策

ブッシュ政権の財政政策は、アカデミックなサブライサイダーの中でもっとも過激なローレンス・リンゼー・元ハーバード大学助教授が国家経済会議委員長に就いたことに代表されるように、再びブドゥー経済学の方角に向かっていく²。

9.11テロ後の不況対策として、高所得者中心に減税がなされ、所得税の最高税率は35%に引き下げられる。また、遺産税を段階的に軽減し、2010年には、遺産税は完全に廃止されることとされた（遺産税廃止を巡る政治経済学的な分析は、國枝〈2006〉を参照されたい）。また、資本課税においては、キャピタルゲインと配当に対する減税が行われた（ただし、配当課税の減税は、全く二重課税を調整しないクラシカルシステムの米国においては、二重課税調整のための税負担軽減策として正当化する）。

しかし、これらの減税の財源は確保されていないため、2011年にはブッシュ減税の多くは終わり、例えば遺産税は元の50%の税率に戻るといって非常に無責任な税制改正となっていた。この財源なき減税に加え、イラク戦争開戦等により歳出は拡大し、クリントン政権が実現した財政黒字は消え去り、史上最大の財政赤字が生じることとなった。しかし、ブッシュ政権は、財政赤字の急増を前にしても、財源確保のための増税を行うわけではなく、「ブッシュ減税を恒久化することで経済成長を促し、財政再建できる」とのブドゥー経済政策を主張し続けた。所得再分配政策についても、基本的にはトリクルダウン理論に基づくものであり、経済格差も

さらに拡大した。そして、サブプライム危機を震源とする世界的な経済危機が起こり、ブッシュ政権は、大きく傷ついた米国経済と巨額の財政赤字を残し、退場することとなった。

(6) オバマ政権の税制改革

① ブッシュ政権の「失敗した時代遅れの考え方」からの脱却

本年発足したオバマ政権は、ブッシュ政権が残した未曾有の経済危機に対処するため、まずかつてない規模の財政出動・減税により、景気刺激を行った。しかし、オバマ大統領は、選挙キャンペーン中から、経済成長で財政再建を実現するとして増税先送りを続けてきたブッシュ政権の考え方については、「失敗した時代遅れの考え方 (old tired idea that proved to fail)」として、完全に否定し、これからは「新しい財政責任の時代 (new era of fiscal responsibility)」であり、景気回復後の増税も含めた財政再建策を明示するとしている。その背景には、米国財政の持続可能性に懸念が生じれば、中国をはじめとする投資家の米国債への信頼が大きく揺らぎ、長期金利が上昇してしまうという現実的な問題もある。

具体的には、まず、オバマ政権は短期的には景気刺激策を講じるが、景気回復後は増税も含めた財政再建を断行し、第1期オバマ政権の任期末の4年後にはブッシュ政権から引き継いだ財政赤字を半分にすることを宣言している。また、トリクルダウン理論も完全に否定し、政府による所得再分配を重視する。そして、小さな政府という考え方についても、重要なのは政府の大小ではなく、「賢い政府」であるか否かであると指摘し、必要な支出、特に環境や教育への支出については、将来の経済成長のため積極的な歳出を行うとしている。

² ブッシュ政権のローレンス・リンゼー国家経済会議委員長とオバマ政権のローレンス・サマーズ国家経済会議委員長の間の比較については、クルーグマン教授の辛らつなエッセイ「二人のラリー」(Krugman (2000))を参照にされたい。

また、米国の場合、過去に建設した公共インフラが、十分な維持費を確保できず、橋が落ちるなど劣化が進んでいるため、インフラの整備を行うとしている。

② オバマ政権の税制改革案

こうした考え方を背景に、オバマ政権の税制改革案の基本的な方向性が、本年2月の予算教書の概要で示された。第1表は、ブルッキングスとアーバン・インスティテュートのタックス・ポリシー・センターが行った、同概要に基づいた税制改革項目の増減収額の試算である。試算の対象期間は、2009～2019年である。オバマ政権自体が示した増減収額は、2010年からの税制改革なので、2010年からの税収増減見込みだが、タックス・ポリシー・センターでは、税制改正前に、租税回避が生じ、2009年から税収に影響が出る可能性を勘案し、2009年からの試算になっている。

第1表 予算教書概要で示された主な税制改革項目と増減収額

(2009～2019の単純累計、単位10億ドル、▲は減収)

税制改革増減収額 +339

1. 低・中所得者への減税 ▲770

メイキング・ワーク・ペイ税額控除 ▲537

勤労所得税額控除拡充 ▲33

児童税額控除拡充 ▲71

奨学金税額控除拡充 ▲75

貯蓄控除とIRAおよび401(k)への自動加入 ▲55

その他 +1

2. 高額所得者への増税 +955

高額所得者への36%および39.6%課税 +339

高額所得者の各種控除の制限 +498

キャピタルゲイン課税・配当課税の20%への増税 +118

3. 企業関連等のその他の税制改革 +154

R&D税額控除の恒久化 ▲74

国際課税強化等の改革 +210

ヘッジファンド等の成功報酬への課税強化 +24

その他 ▲6

※ 排出権の売却益 +646

(出所：アーバン・ブルッキングス・タックス・ポリシー・センター資料から筆者作成)

税制改革全体の増減収額では、3,390億ドルという巨額の増収だが、その中で低・中所得者に対しては、7,700億ドルの巨額の減税を行う。5,370億ドルの「メイキング・ワーク・ペイ税額控除」で、比例的な社会保険料(米国ではpayroll tax)は比例的に課されるため、低所得者層も負担せざるをえないが、その負担軽減を税額控除を用いて行うというのが「メイキング・ワーク・ペイ税額控除」の考え方である。また、既存の勤労所得税額控除の拡充、児童税額控除の拡充、そして奨学金の税額控除の拡充も行う。

また、非常に革新的な貯蓄奨励策として、401(K)等の、自動加入方式の導入が提案されている。自動加入というのは、従業員が拒否しない限り、401(K)等に会社側の設定した保険料で自動的に加入することになるという意味である。これは、ブッシュ政権下で行われた超党派の大統領税制改革諮問委員会でも提案されていたが、人々の行動が設定されたデフォルトに従うことが多いという行動経済学の実証研究の成果が活用されている。この自動加入方式が広く採用されると、長らく低迷していた米国の家計貯蓄率が上昇する可能性がある。

他方、こうした低中所得者への減税と財政赤字削減の財源として、第1表に示されているように、高額所得者に対し、総額で9,550億ドルの増税が予定されている。高額所得者については、現在33%、35%の税率が適用されている人々たちに対して、36%、39.6%に税率を引き上げる。また、各種の控除につき、高額所得者の利

用を制限し、5,000億ドル近くの増税をする。あとはキャピタルゲイン課税・配当課税を元の20%に戻し、1,180億ドルの増税を行うこととされている。

その他にも様々な税制上の措置があげられている。企業関連では、R&D 税額控除の恒久化でイノベーションを促す。また、タックスヘイブン税制等を含めた国際課税の強化もあげられている。オバマ大統領自身は、上院議員時代に上院にタックスヘイブンを利用した租税回避防止のための法案を提出したこともあり、租税回避防止の重要性については理解がある。また、ヘッジファンドの成功報酬がキャピタルゲインとして低い税率が適用されていたが、その課税を強化する。

もう一つの財源は、排出権の売却益で、6,460億ドルという巨額の収入を確保するとしている。排出権取引には異論もあり、これが議会で承認されないとメイキング・ワーク・ペイ税額控除の恒久化は難しくなる。米国の税制改革においては、大統領の方針がそのまま、法制化されるとは限らないため、他の項目についても、予算教書概要のとおりにはならない可能性も強いが、少なくともオバマ政権が考えている税制改革の基本的な方向性は、上述のとおりである。

③ オバマ政権の税制改革案への評価

オバマ政権の税制改革案については、当然、共和党や共和党と関係の深い経済学者より批判がなされている。例えばボスキン・スタンフォード大学教授は、ウォール・ストリート・ジャーナル紙上（2009.3.6）において、「最高税率の引き上げでインセンティブが失われ、経済成長が阻害される。」と述べている。また、排出権取引の負担は転嫁され、低所得者にとっては、増税になるとの批判もなされている。

これに対してオバマ政権関係者は、39.6%の最高税率に代表されるように、オバマ政権の税制改革案により、クリントン政権下での税率構造に戻ることを指摘し、クリントン時代が非常

に高成長だったことから、経済成長が阻害されるとの指摘は正しくないとしている。実際、経済学における実証研究でも、主な働き手である男性労働者の労働供給への影響というのは恐らく小さいだろうと考えられている。課税所得については、クリントン政権の税制改革前後において変動したが、その多くが、租税回避によるものであることを、オバマ大統領の選挙期間中の経済顧問であったシカゴ大学のゲールズビー教授が実証研究で示している（Goolsbee 〈2000〉）。租税回避防止のための努力は不可欠なものの、オバマ大統領は、増税ではなく、減税で財政再建を図るという共和党の主張は、失敗に終わった時代遅れの主張をまた繰り返しているだけだとして一蹴している。

もっとも、オバマの税制改革案にも問題はあつた。特に税収見通しの前提となる経済予測が楽観的すぎるのではないかと批判されており、現実にはさらなる増税が必要になるだろうというのが一般的な見方であろう。

④ グローバリゼーション下の経済大国のジレンマ

では、米国がさらなる増税が必要だとして、どのような増税を行うべきか？ 米国を含めた経済大国の税制改革のあり方については、オバマ政権のサマーズ国家経済会議委員長とハインズ・ミシガン大学教授が本年1月に NBER ワーキングペーパー（Hines and Summers 〈2009〉）で示した興味深い見方がある。同論文は、グローバリゼーションが進む中での税制改革の方向性を考察している。

まず、現在で小国と大国の税収構成を較べると、小国の方がやはり間接税収入の割合が大きい。理論的には、小国の場合には直接税を下げれば、資本流入や労働移入の効果が大きいいため、小国がより間接税収入に依存することが予想され、現実のデータもそうした議論を支持している。同論文は、グローバリゼーションというのは、ある意味、経済大国が小国化することと考えられ、大国も今の小国のように間接税中心の

税制に移行せざるを得ないのではないかと指摘している。

ただ、間接税中心の税制だと、所得再分配が難しくなる。同論文では、教育等への支出増加とともに、租税回避防止のための国際協調の重要性に言及している。

サブプライム危機に関連して、問題のあるスキームの多くは、タックスヘイブンが絡んでいたことで、今や米国、ドイツといった経済大国が租税回避防止の方向に動いている。G20においても、タックスヘイブンに対する制裁強化を行うとの方針を受け、多くのタックスヘイブンが税務当局への強化を約束するという状況になってきている。我が国においても、租税回避防止のための努力が従来以上に行われる必要があるだろう。

(7) 含意：経済格差と経済政策の3つの考え方

大胆に分類すれば、経済格差に対する経済政策の基本的考え方には、おそらく3つの考え方があると考えられる。一つは、「経済成長すれば低所得者にも自動的に恩恵がある」とするトリクルダウン理論であり、その政策の基本は規制緩和や高所得者への減税等による経済成長の促進で、財政による所得再分配には基本的に冷淡である。上述の米国の経済政策の変遷においては、レーガン政権やジョージ・W・ブッシュ政権で取られた考え方である。他方、市場メカニズム自体を経済格差をもたらすものとして問題視するのが、反市場・反グローバル化の立場を取る伝統的な左派の考え方である。こうした考え方においては、所得再分配を重視するのみならず、市場メカニズム自体への不信から規制強化を図ろうとする政策が好まれる。我が国のテレビの討論番組でも、トリクルダウン理論に基づく主張を繰り返す上げ潮論者と市場メカニズム自体を否定する反市場・反グローバル化論者の論争をよく見かける。

しかし、多くの実証研究が示してきたように、最近の技術革新やグローバル化は、生

産性を引き上げ、一国の経済全体のパイを増加させるものの、経済格差を拡大させてきた。また、逆に、市場メカニズムに背を向け、技術革新やグローバル化の成果を活用できなければ、低い経済厚生しか享受できないことも明らかである。

そしてもう一つの考え方が、クリントン政権やオバマ政権の取るいわゆる「第3の道」に近い考え方である。すなわち、市場メカニズムの重要性を認識し、グローバル化や技術革新につながる規制緩和を行わなければ、経済全体のパイを拡大できないことを理解している。しかし、同時に、トリクルダウン理論とは異なり、財政を通じた所得再分配を行わなければ、経済格差の縮小はできないことを理解し、所得再分配策も積極的に講じていくという考え方である（ただし、今回の金融危機を受けて、市場メカニズムの不安定性については、クリントン政権よりもオバマ政権の方が重く受け止めていると思われる）。

そして、そうした考え方の背景には、次のような認識がある。すなわち、規制緩和等を行うばかりで、財政を通じた所得再分配を行わないと、経済格差が拡大し、低・中所得を中心に、政治的な反発が起こる。その結果、極端な反市場・反グローバル化の方向に、民意が向かってしまうおそれがある。そうした市場メカニズム自体を否定する動きを抑制するためにも、十分な所得再分配政策の実現が必要だという認識である。

反市場・反グローバル化的な考え方に基づき所得再分配を行うのではなくて、むしろ市場メカニズムを政治的にサバイバルさせるためにも所得再分配政策が必要との主張である。興味深いことに、必ずしも「第3の道」を支持するものではないが、ラジャンとジンガレスも、資本家から資本主義を守るため、資産課税・相続課税の強化や困窮者のためのセーフティネット整備の必要性を指摘している（Rajan and Zingales (2003)）。

Ⅱ. 日本の税制改革への影響

(1) 米国から大きく遅れる日本の財政政策の考え方

我が国においては、様々な財政政策の考え方が米国より相当遅れて、実際の政策決定に反映されていると考えられ、米国においては既に疑問が付されている政策が実行されるケースも少なくなかったものと思われる。第2表においては、最近の日米における主な財政政策の考え方を並べている。以下、我が国における最近の財政政策の考え方を概説する。

(2) 90年代：オールド・ケインジアン

我が国の財政政策にケインジアンの考え方が反映されるようになったかについては議論があるが、バブル崩壊後の1990年代の減税や公共投資拡大による需要喚起の試みには、伝統的なケインジアン考え方が存在していたと考えられよう。当時の代表的なケインジアン論者としては野村総研（当時）の植草氏があげられるが、「不況時には減税するが、景気回復に転じたら増税」という伝統的なケインジアン財政政策

の教えとは異なり、「財政出動による高成長実現で増税は最小限で済む」といったいわば「ケインジアン・ラッファー・カーブ」とでも呼ぶべき問題のある主張を行うことが少なくなかった。1990年代最後の小渕政権の「何でもあり」の財政政策が、オールド・ケインジアン的な財政支出のピークと考えられよう。

(3) 2000年代のサプライサイド経済政策とトリクルダウン理論

2000年代に入り、小泉政権下においては、レーガン第1期税制改革時に見られたような過激なサプライサイド経済学に基づく主張がなされた。こうした論者は、インセンティブを重視し、所得税のフラット化等の減税による経済成長を主張した。政府税調等では、こうした主張に対し、政府の予算制約式を考えれば、減税を行うには消費税増税等による財源確保が不可欠であるという当然の批判が出た。しかし、我が国の過激なサプライサイダーは、減税による経済成長により税収が増加するので、減税財源を確保する必要はないという政府の予算制約式を無視したブードゥー経済学的な主張を行った。

我が国において、こうした過激なサプライサ

第2表 米国と日本における財政政策を巡る考え方の推移

年代	米 国	日 本
1960-70年代	ケインジアン政策（ケネディ減税等）	～1990年代 ケインジアン政策（1990年代の公共投資等）
1980年代	過激なサプライサイド経済政策とトリクルダウン理論の失敗	
1990年代	クリントノミクスの成功（黄金の90年代の実現）	
2000年代	ブッシュ政権のトリクルダウン理論の失敗	2000年代央まで サプライサイド経済政策とトリクルダウン理論 + ポンジー財政政策
2009年	トリクルダウン理論の否定とオバマノミクスの登場	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

（出典：筆者作成）

イダーらの主張を裏付けるような高い労働供給の弾力性を示す実証研究が存在していたかと言えば、林〈2006〉が述べるように、労働供給の主力をなす働き盛りの男性労働者の労働供給の弾力性については、Bessho and Hayashi(2008)等の研究以前には、本格的な実証研究がほとんどなされていなかったのが現実であった。フェルドシュタイン教授らの指摘(Feldstein〈1995〉)により、最近では、課税所得の弾力性についても注目が集まっているが、内閣府〈2001〉は、1995年の税制改革前後の課税所得の変化を differences in differences の方法で分析し、我が国における課税所得の弾力性は非常に低いと報告している。米国において課税所得の弾力性が高かった背景には例えば、個人所得としての課税の対象となるS法人の存在を前提として、個人所得税と法人税の間での一種の租税裁定がなされたことが指摘されている(Slemrod〈2000〉)。

これに対し、我が国においては、個人所得税と法人税の税率の差が変化した場合に、個人事業主が法人成りする割合が大きく変化するといった状況は存在していないことが確認されており(田近・八塩〈2005〉)、我が国において課税所得の弾力性が非常に低いとの内閣府の推計結果は、そうした研究とも整合的である。こうした実証研究の成果は、我が国の過激なサプライサイダーの「減税のインセンティブ効果で高経済成長を実現」といった主張が当てはまらないことを明らかにした(ところが、非常に奇妙なことに、我が国の課税所得の弾力性が非常に低いことを明らかにした内閣府〈2001〉のレポートは、現在では過大推計と見られているリンゼーの米国での実証研究等を持ち出し、我が国でも減税の経済厚生上のメリットは大きいとの結論を導いている)。

また、経済格差の問題については、減税等により経済成長の果実が低所得者層にも影響を与えるとの主張(いわゆる「トリクルダウン理論」)がなされ、問題視すべきでないと言われた。

しかし、実際には、米国等においては、グローバル化と技術革新が、一国全体のパイは拡大させるが、経済格差の拡大をもたらすとの実証研究が既に知られており、経済格差の拡大に対し、どのような対策を取るのかを議論しなければならないのは明らかであった。米国等での議論を踏まえていけば、規制緩和を進める際には、セーフティネットの拡充等の財政の所得再分配機能の強化を同時に検討すべきであったが、現実には所得税制のフラット化が図られ、財政の所得再分配機能は、大きく制限されることとなった(もちろん表面的には、セーフティネットの確保を図るとの議論もなされたが、消費税引上げが先送りされ、財源が確保されていないため、現実には、生活保護給付削減等の措置が取られ、セーフティネットは弱体化した)。

(4) 2000年代前半の「ポンジー」財政政策： 詐欺師の財政政策

しかし、我が国においては、ブドゥー経済学やトリクルダウン理論のようなレーガン政権第1期やブッシュ減税で見られた考え方のみならず、独自の「ポンジー財政政策」が唱えられ、消費税増税を含む財政再建のスピードがさらに遅れることとなった。「ポンジー財政政策」とは、政府が多額の国債を発行していても、経済成長率が金利よりも高い状態が続けば、プライマリー財政収支の均衡さえ実現すれば、借り換えを繰り返すことによって、国債の大部分を免れることができるとの主張である。残念ながら、経済学においては、エーベル教授らの有名な論文があって、そうした都合のいい話は、日本を含む先進国においては当てはまらないことがよく知られている(Abel et.al.〈1989〉)。

ところが、小渕政権の経済戦略会議の答申において、我が国において、ポンジー財政政策を行うことが明記されてしまう事件が起こる。そして、その後もしばらくの間、ポンジー財政政策は、我が国の財政政策の基本方針の根拠とされてしまった(筆者自身も、そうしたナンセン

スな政策が日本政府の政策となっていることを聞いた留学時代の米国人の同級生に爆笑され、本当に恥ずかしい思いをしたことがある。

若干、トリッキーなのは、現実の経済には不確実性が存在するため、安全資産である国債の金利は、他の資本所得に較べ低くなり、過去のデータをそのまま較べると、国債金利の方が経済成長率よりも低くなっている場合もあることである。これは、変動の幅の大きい経済成長率を、安全資産の金利である国債金利とそのまま比較することから生じる誤りであり、望ましい政策を論じるためには、本来であれば、リスクを調整する必要がある。例えば、オプストフェルド教授とロゴフ教授の国際マクロ経済学の教科書(Rogoff and Obstfeld <1998>)では、国債金利にリスクプレミアムを加えて比較する方法が示されている。また、アウアーバック教授が主張するように、経済成長率について幾つかシナリオがある場合には、一番慎重な経済成長予想を前提に財政政策を議論するとの方法も考えられる(Auerbach <1999>)。

しかし、現実には、残念なことに、2005年の経済財政政策諮問会議において、本間阪大教授と吉川東大教授が、「ポンジー財政政策」の主張者であった竹中総務大臣(当時)の主張の誤りを厳しく批判するまで、「ポンジー財政政策」は、日本政府の財政政策の基本方針の根拠となっていたのである。

(5) 我が国における今後の税制改革とオバマ政権の税制改革の方向性

日本経済は、2002年に底を打った後、拡大に転じ、戦後最長の景気拡大を続けたが、好況時にもかかわらず消費税増税は先送りされ、結局、将来を見据えた本格的な税制改革は行われることないまま、リーマンショック以降の世界的な金融危機に直面することとなった。未曾有の経済危機に対し、景気刺激策が講じられ、財政赤字が一時的に急増するのはやむをえないとしても、一方で少子高齢化は確実に進んでおり、景

気回復後の財政再建の必要性はますます高まりつつある。こうした情勢を踏まえ、麻生政権においては、昨年末に税制改革の中期プログラムを決定し、中期的な税制改革の方向性を明らかにした。

同中期プログラムに示された今後の税制改革は、上述したオバマ政権の税制改革の方向性から見て、どう評価できるだろうか？

まず指摘したいのは、同中期プログラムに示された我が国の今後の税制改革は、オバマ政権の税制改革の方向性とかなり整合的であるという点である。

そもそも、大胆な景気刺激策は講じるものの、同時に、景気回復後の増税を含む税制改革の中期プログラムを策定・公表すること自体が、増税を先送りしたブッシュ政権を批判し、増税を含む財政再建の方針を明示することが、「新しい時代の財政責任(new era of fiscal responsibility)」だとするオバマ政権のスタンスと一致している。我が国においては、与野党関係者の中に、将来の消費税増税を含む税制改革を示すことに反対する論者も少ないが、そうした議論は、オバマ政権においては全く無責任な態度として厳しく批判されるであろう。

また、経済格差拡大への批判を受けた所得再分配機能の強化についても共通している。中期プログラムにおいては、個人所得課税につき、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直すとしている。具体的には、最高税率や給与所得控除上限の調整等により、高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取り組みの中で子育て等に配慮して、中・低所得者世帯の負担の軽減を検討する。

これは、最高税率を引き上げるオバマ政権の所得再分配機能強化と整合的である。最新の最適所得税理論に基づく國枝(2007)の推計でも我が国の所得税の最高税率の引上げの余地があることが指摘されている。なお、最高税率の引上げによる累進課税の強化が行われるのは、日

米のみならず、英国も最高税率を40%から50%に引き上げを行うとしている。

中期プログラムにおいて、相続税の見直しに言及されているが、もし相続税強化の方向だとすると、ブッシュ政権による遺産税廃止の方針を改め、遺産税を維持しようとするオバマ政権と同方向である。さらに、中期プログラムにおいては、オバマ政権も重視する税制全体のグリーン化についても言及されている。

もちろん、我が国の税制改革の中期プログラムとオバマ政権の税制改革との間に違いもある。例えば、オバマ政権においては、租税回避防止の必要性を強調しているが、中期プログラムにはそうした記述がない。ただ、報道（日本経済新聞2009.4.15）によれば、我が国においても租税回避防止策を強化することであり、中期プログラムに記述はなくとも、執行面では、米国と同様に租税回避防止の努力がなされるようである。

また、中期プログラムにおいては、消費税の使途として、年金・医療・介護・少子化があげられている。しかし、我が国の社会保障制度がその規模にもかかわらず、他国と比較して、所得再分配機能が有効でないのは、公的扶助よりも社会保険（年金・医療・介護等）のウエイトが大きいためである。社会保険の場合、保険料は基本的に所得に対し比例的なので、所得再分配効果はどうしても限られてしまうからである。従って、経済格差拡大を抑制する観点からは、公的扶助分野での支出拡大を考える必要がある。特に、現下の雇用情勢の悪化および高齢化の進展で、生活保護受給者が急増しており、巨額の給付が必要となってきた。今後、公的扶助の分野における財源確保のあり方が喫緊の課題となつてこよう。

さらに、オバマ政権の税制改革においては、短期的な景気刺激策としての減税を行う場合も、中期的な税制改革との整合性を考慮しながら税制改革が行われているが、日本の景気刺激策の中には、所得再分配機能の強化という中期的な

税制改革の目標とは必ずしも一致しない政策もある。そうした政策の中には、住宅に関する贈与税軽減や、最終的に実現しなかったが、相続税免除国債構想等が含まれよう。しかし、元々、ケインズの一般理論において、不況時の租税政策として、消費性向の高い低所得者への所得再分配が内需拡大につながるとの認識の下、相続税増税を薦めていることに鑑みれば、短期の景気刺激策は、中期的な所得再分配強化にも資する政策が望ましい。

Ⅲ. 米国の税制改革をめぐる考え方の推移から学べること

(1) 時代遅れの不毛な論争から「第3の道」へ
残念ながら、最近の日本のメディアでよく見かける経済政策論争の多くは、「小さな政府・トリクルダウン理論」派と、「反グローバリゼーション・反市場」派の間の論争である。前者の「小さな政府・トリクルダウン理論」派の主張は、増税を先送りし続けて、現在の米国の巨額の財政赤字を招き、オバマ大統領から「失敗した時代遅れの考え方」と批判されたブッシュ前政権の主張と基本的に同じである。他方、後者の「反グローバリゼーション・反市場」派の主張も、我が国経済が世界経済から孤立して発展できるとは思えず、現実的ではないだろう。現在の我が国に必要なのは、そうした時代遅れの不毛な論争ではなく、貿易自由化や規制緩和を通じ、グローバリゼーションや技術革新をもたらす果実を経済全体で享受しつつ、その副作用とでも言うべき経済格差の拡大につき、財政の所得再分配機能を強化し、経済成長の果実を全ての国民が公平に享受できる経済政策であろう。

ここで重要なのは、貿易自由化・規制緩和等に対する政治的支持確保のためにも、所得再分配機能の強化が必要であるとの認識である。グローバリゼーションや技術革新が経済格差の拡大をもたらし、経済成長の果実を享受できるの

が一部の国民のみであれば、国民が政治的に貿易自由化・規制緩和に反対することになろう。そうした点を考慮すれば、市場メカニズムの政治的なサバイバルのためにも、所得再分配機能の強化は不可欠なのである。こうした観点に立てば、所得再分配機能の強化やセーフティネットの拡充と一体的に規制緩和等を進める必要があると考えられる。その際、所得再分配機能の強化やセーフティネット拡大のための財源を十分確保する必要があるが、我が国においては、消費税増税によるしかない。

最近の我が国においては、税制・社会保障の一体的な改革がよく論じられるが、今後の議論においては、税制と社会保障だけではなく、労働市場規制の在り方等も同時に論じられる必要がある。例えば、税制・社会保障の改革を通じたセーフティネットの整備が十分、行われなまま、規制緩和が行われると、経済格差の拡大を引き起こし、社会厚生が低下がもたらされるおそれがある。我が国における事例としては、派遣労働者の規制緩和があげられよう。元々、企業が派遣労働者を採用したいと考えた主要な理由は、派遣労働者の不況時のリストラの容易さと考えられる。従って、不況となれば、多くの派遣労働者が発生するのは自明であったのに、現実の経済政策においては、十分なセーフティネットの拡充が行われず、その結果、失業した派遣労働者が急増し、生活に困るといった事態がもたらされた。こうした経済政策の失敗を避けるためにも、今後の我が国においては、税制・社会保障・労働市場規制の一体的な改革が不可欠である。

(2) 税制・社会保障・労働市場規制の一体的改革の意味

最近の研究によれば、望ましい税制・社会保障・労働市場規制の関係は、単に、労働市場規制緩和の際には、税・社会保障によるセーフティネット拡充が望ましいといった単純な関係だけではなく、一定の労働市場規制の存在が

税・社会保障による所得再分配機能を強化する可能性等も含めたより有機的なものであることがわかってきている。

例えば、最低賃金と生活保護の関係についても、そうした有機的な関係がありうる。従来、経済学者の間では、最低賃金制度は、労働市場の市場メカニズムへの介入であり、効率性を低下させるものとして不人気であった。そうした考え方の背景には、規制により所得再分配を図るよりも、累進税制とセーフティネットにより所得再分配を任せればよいとの伝統的な認識がある。しかし、最適所得税の理論においては、税務当局は納税者の所得は把握できても、能力は観察できないという情報の非対称性の存在により、その所得再分配機能にも限界があることが知られている。リー・プリンストン大学教授とサエズ・カルフォルニア大学バークレー校教授は、一定の仮定の下、最低賃金制度の存在が情報の非対称性の制約を緩和し、最適所得税の所得再分配機能を強化する可能性があることを示した (Lee and Saez (2008))。特に、労働供給の弾力性において、就労の選択に係る extensive margin の方が、労働時間の選択に係る intensive margin よりも重要だとすれば、最適所得税は、限界税率が負となる勤労所得税額控除の形を取るようになる (就労選択がより重要な場合に、我が国の生活保護制度のような伝統的な最低所得保障制度ではなく、勤労所得税額控除が最適な所得税制となることについては、國枝 (2008a) の議論を参照にされたい)。

注目すべき点は、勤労所得税額控除制度が最低賃金制度の代わりに所得再分配を行うという関係ではなく、むしろ最低賃金制度と勤労所得税額控除制度の最適の組み合わせにより、社会厚生が最大化されることである。例えば、勤労所得税額控除が存在せず、生活保護等の伝統的な公的扶助制度が貧困対策の中心にある国においては、最低賃金が比較的高く設定され、最低賃金制度が所得再分配において、より重要な役割を果たす必要がある。他方、充実した勤労所

得税額控除が存在する場合には、最低賃金を比較的安く設定することが望ましくなる（最適賃金と最適所得税の関係については、國枝〈2008b〉を参照されたい）。

従って、税制・社会保障と労働規制の間には、一種の補完関係が存在することとなる。税制・社会保障と労働規制の一体的な改革においては、こうした研究成果を踏まえたより深い議論が不可欠と考えられる。

(3) 租税回避防止のための国際協調と税制の調和のための努力の必要性

グローバル化した経済の下、タックスヘイブンを利用した租税回避行動により高所得者の課税所得（taxable income）の弾力性が高くなれば、累進度の高い所得税制は最適でなくなり、所得税の所得再分配機能は制約される。（Feldstein（1999））従って、タックスヘイブンを利用した租税回避行動を防止することは、税収確保のみならず、税制全体の所得再分配機能の維持のために不可欠である。主要先進国は、金融危機の元凶となった問題のある金融スキームの多くがタックスヘイブンを利用したものであったことにも鑑み、タックスヘイブンへの監視を強めており、我が国も租税回避防止の国際協調に積極的に関与すべきである。

また、中期的には、東アジア地域において、税制の調和（タックス・ハーモナイゼーション）のための努力も必要になろう。現在、東アジア諸国においては、香港・シンガポール等の小国・地域が、法人税の引下げ競争を行っているが、過剰な税率引下げ競争は、結局、アジア諸国の税制を歪めることになりかねない。特に、経済大国である日本にとっては、過剰の税率引下げ競争の弊害は大きく、東アジア地域で、税制の調和が図られるメリットは大きいものと考えられる。

また、あまり認識されていないが、東アジア諸国の中には、所得・資産の分布が偏っている国が少なくない。例えば、アジア諸国につき、

富裕な家族トップ10がコントロールしている資本がどの程度あるかを示したのが第3表である。

第3表 東アジア諸国における富の集中
（トップ10の同族に支配されている資産の割合）

インドネシア	57.7%
フィリピン	52.5%
タイ	46.2%
韓国	36.8%
香港	32.1%
シンガポール	26.6%
マレーシア	24.8%
台湾	18.4%
日本	2.4%

※各国におけるサンプル企業全体の総資産のパーセント比

（出典：Claessens, Djankov and Lang 〈2000〉）

日本と台湾を除くと、ほとんどの国で富がごく少数の家族に集中している。過去のクズネッツ・カーブ等の考え方では、経済成長が進めば、自動的に中流階級が現われ、富の集中は終わると考えられていたが、最近の研究では、20世紀前半に見られた先進国における富の集中が緩和されたのは、1930年代の大恐慌とその後の戦争によるものであり、戦後、80年代ぐらいまで同様の富の集中が見られなかった一因は、累進課税の影響ではないかと指摘されている。そうした見方が正しいとすれば、アジア各国の政府が税制等を通じ、能動的に富の集中を緩和しようとしなければ、現在の富の集中の構造は変わらないことになる。その意味でも、東アジアの各国においても、行き過ぎた税の競争がもたらす問題を認識し、税の調和のための努力につき真剣に検討する時期に来ているのではないかと思われる。もちろん、EU各国における税の調和がなかなか進まないように、アジア各国間の税の調和には相当の時間が必要となることは覚悟しないといけないが、それだけに関係各国の早めの取り組みが望まれる。

終わりに

本稿においては、米国の過去の税制改革を巡る考え方を概説した上、オバマ政権が、前政権の増税先送りの無責任な財政政策を「失敗した時代遅れの考え方」を否定し、将来の財政再建の姿を明示する「新しい時代の財政責任」の考え方に基づき、高額所得者への増税を含む税制の所得再分配機能の強化を中心とする税制改革の方針を示したことを説明した。我が国においては、残念ながら既に米国では疑問視されているような過去の考え方に基づいた財政政策が行われることも少なくなかった。

【参考文献】

(英文文献)

- Abel, A., G. Mankiw, L. Summers, and R. Zeckhauser, (1989), "Assessing dynamic efficiency: Theory and evidence," *Review of Economic Studies*
- Auerbach, A. (1999), "On the performance and use of government revenue forecasts" *National Tax Journal*, December 1999, pp. 767-782
- Auerbach, A., and J. Slemrod (1997), "The economic effects of the tax reform act 1986," *Journal of Economic Literature*
- Bessho, S., and M. Hayashi (2008), "A structural estimation of the CES preferences and linear labor supply: The case of prime-age males in Japan," Discussion Paper No.2008-2, Department of Economics, Hitotsubashi University
- Boskin, M. (2009), "Obama's radicalism is killing the Dow," *Wall Street Journal*, 2009.3.6
- Card, D., and A. Krueger (1994), "Minimum wage, and employment: A case study of the fast food industry in New Jersey and Pennsylvania," *American Economic Review*, Vol. 84, No. 4
- Claessens, S., S. Djankov, and L. H. P. Lang (2000), "The Separation of ownership and control in East Asian corporations," *Journal of Financial Economics*
- Laffer, A. B. (2004), "The Laffer curve: Past, present, and future," *Backgrounder No.1765*, June 1, 2004, The Heritage Foundation, Washington D.C.
- Feldstein, M. (1995), "The effects of marginal tax rates on taxable income: A panel study of the 1986 tax reform act," *Journal of Political Economy*, Vol.103, No.3
- Feldstein, M. (1999), "Tax avoidance and the deadweight loss of the income tax," *Review of Economics and Statistics*
- Goolsbee, A. (2000), "What happens when you tax the rich? Evidence from executive compensation," *Journal of Political Economy*, Vol. 108, No.2

現在においても、オバマ政権が「失敗した時代遅れの考え方」と批判したブッシュ前政権の財政政策と同様の政策を改革案として主張する論者も少なくない。幸い、昨年末に示された中期プログラムにおいては、景気回復後の消費税増税を含む増税や所得再分配の強化等、オバマ政権と同様の方向への税制改革の方針が明記されている。

我が国においては、消費税増税等の今後不可欠な税制改革の方向性を示すこと自体に反対する政治勢力も存在するが、今後の我が国の政策当局には、そうした主張を排し、21世紀にふさわしい「新しい時代の財政責任」を果たしていくことが強く求められている。

- Hines, J. and L. Summers (2009) , “How globalization affects tax design?” NBER Working Paper No. 14664
- Jasinowski, J. (eds.) (1998) , The Rising Tide, John Wiley & Sons
- Krugman, P. (2000) , “The Two Larrys,” New York Times (2000.11.19) (邦訳「二人のラリー」, ポール・クルーグマン (三上義一訳) 『嘘つき大統領のデタラメ経済』, 早川書房 所収)
- Lee, D., and E. Saez (2008) , “Optimal minimum wage policy in competitive labor markets,” NBER working paper No. 14320
- Obstfeld, M., and K. Rogoff (1998) , Foundations of International Macroeconomics, MIT Press
- Phillips, K. (1990) , Politics of Rich and Poor, Random House
- Piketty, T. and E. Saez (2006) , “The Evolution of Top Income : A Historical and International Perspectives,” American Economic Review Vol.96, No.2
- Rajan, R., and L. Zingales (2003) , Saving Capitalism from the Capitalists, Crown Business, New York (邦訳, 『セイヴィング・キャピタリズム』〈堀内昭義・アブレウ聖子・有岡律子・関村正吾訳〉, 慶応義塾大学出版会)
- Slemrod, J. (2000) , “Economics of Taxing the Rich,” in J. Slemrod eds., Does Atlas Shrug? : the Economic Consequences of Taxing the Rich, Harvard University Press
- Stockman, D., The Triumph of Politics : Why the Reagan Revolution Failed., Harper and Collins
- Woodward, Bob (1994) , The Agenda : Inside the Clinton White House, Simon & Schuster (邦訳: ボブ・ウッドワード 〈山岡洋一・仁平和夫訳〉, 『大統領執務室: 裸のクリントン政権』, 文藝春秋社)

(邦文文献)

- 國枝繁樹 (2006), 「相続税と経済格差」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著, 『経済格差の研究』, 中央経済社
- 國枝繁樹 (2007), 「最適所得税理論と日本の所得税制」, 『租税研究』, 2007年4月号, 69-82頁
- 國枝繁樹 (2008a), 「公的扶助の経済理論Ⅰ: 公的扶助と労働供給」, 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義, 『生活保護の経済分析』, 東京大学出版会
- 國枝繁樹 (2008b), 「最低賃金と最適所得税制」, ミニコンファレンス『最低賃金と生活保障』 (於: JILPT 霞ヶ関事務所) / 2009年11月29日発表
- 内閣府政策統括官 (2001), 「1990年代における所得税制改正の効果について」, 政策効果分析レポート No. 9
- 田近栄治・八塩裕之 (2005), 「税制制と事業形態選択 - 日本のケース」, 『財政研究』, 第1巻, 2005年, 177-194頁
- 林正義 (2006), 「税制と労働供給 - 我が国における実証研究をめぐって」, 『わが国の税制と労働供給の関わりに関する調査研究』, 財政経済協会

